

令和7年2月議会 議案説明資料

ページ

○予算議案

- | | | |
|---|---|----|
| 1 | 令和7年2月 補正予算案及び予算案 経済観光文化局集計表 | 1 |
| 2 | 議案第1号
令和6年度福岡市一般会計補正予算案 (第5号) | 3 |
| 3 | 議案第8号
令和6年度福岡市モーターボート競走事業会計補正予算案 (第2号) | 11 |
| 4 | 議案第12号
令和6年度福岡市企業等成長支援事業特別会計予算案 | 13 |

○条例議案

- | | | |
|---|---|----|
| 5 | 議案第13号
福岡市企業等成長支援事業特別会計条例案について | 21 |
| 6 | 議案第14号
福岡市企業等成長支援基金条例案について | 23 |

○一般議案

- | | | |
|---|---|----|
| 7 | 議案第25号
福岡市博物館収蔵庫棟増築工事請負契約の一部変更について | 25 |
|---|---|----|

経済観光文化局

1 令和7年2月 補正予算案及び予算案 経済観光文化

(1) 一般会計補正予算案(第5号)

(単位:千円)

補正前の額 (A)					
歳入	歳出	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	市債	その他	
176,874,029	194,910,545	976,078	2,389,000	173,508,951	18,036,516

(単位:千円)

補正額 (B)					
歳入	歳出	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	市債	その他	
1,007,967	2,766,106	1,133,572	△127,000	1,395	1,758,139

(単位:千円)

補正後 (C) : (A)+(B)					
歳入	歳出	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	市債	その他	
177,881,996	197,676,651	2,109,650	2,262,000	173,510,346	19,794,655

局集計表

(2) モーターボート競走事業会計補正予算案(第2号)

資本的収入及び支出

(単位:千円)

区 分	補正前の額(A)	補正額(B)	補正後(C):(A)+(B)
資本的収入	—	—	—
資本的支出	6,047,036	570,000	6,617,036
差引	△6,047,036	△570,000	△6,617,036

(3) 企業等成長支援事業特別会計予算案

(単位:千円)

令和6年度予算額					
歳入 (A+B)	歳出	財源内訳			
		特定財源 A			一般財源 B
		国県支出金	市債	その他	
1,075,725	1,075,725	—	—	505,725	570,000

2 議案第1号 令和6年度 福岡市一般会計補正

(歳 入)

予算案 説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
7 5 8	(19) 国庫支出金 2. 国庫補助金	12. 緊急経済対策費 国庫補助金	104,247	1,133,572	1,237,819
10	(21) 財産収入 1. 財産運用収入	2. 利子及び配当金	9,670	1,395	11,065
13	(26) 市債 1. 市債	6. 経済観光文化債	2,389,000	△127,000	2,262,000
その他の科目 (本補正外)			174,371,112	—	174,371,112
歳入 合計			176,874,029	1,007,967	177,881,996

予算案（第5号）＜経済観光文化局所管分＞

説 明	
	千円
○ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加	1,133,572
○ 観光振興基金利子収入の追加	1,395
○ 商工業振興事業に充当する起債の減額	△127,000

(歳 出)

予算案 説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
32 ↳ 33	(7) 経済観光文化費 1. 商工費	2. 商工業振興費	7,769,176	1,210,930	8,980,106
		4. 企業等成長 支援事業費	—	570,000	570,000
32 ↳ 35	2. 観光費	1. 観光費	3,759,030	985,176	4,744,206
	その他の科目 (本補正外)		183,382,339	—	183,382,339
	歳出 合計		194,910,545	2,766,106	197,676,651

説 明

千円

○ 経済支援策の追加 1,380,930

	事業	補正前の額	補正額	計
P16	燃料費等高騰の影響を受けた事業者支援	—	958,000	958,000
P17	商店街プレミアム付商品券事業	309,666	422,930	732,596

関連歳入 (19) 国庫支出金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金		1,133,572
---	--	-----------

○ 水素供給パイプライン敷設2期・3期工事の前払金の減額 △170,000

	事業	補正前の額	補正額	計
	まちづくりへの水素実装	258,260	△170,000	88,260

関連歳入 (26) 市債 商工業振興債		△127,000
---------------------------	--	----------

○ 企業等成長支援事業特別会計への繰出金の追加 570,000

○ 観光振興基金積立金の追加 985,176

	事業	補正前の額	補正額	計
	観光振興基金積立金	4,698	985,176	989,874

関連歳入 (21) 財産収入 観光振興基金利子収入		1,395
---------------------------------	--	-------

(繰越明許費)

予算案 説明書 ページ	款	項	目	事業名	
114 ↳ 115	(7) 経済観光文化費	1. 商 工 費	2. 商工業振興費	燃料費等高騰の影響を受けた事業者支援	
		1. 商 工 費	2. 商工業振興費	商店街プレミアム付 商品券事業	
		2. 観 光 費	1. 観 光 費	MICE施設整備事業	
116 ↳ 117			3. 文 化 費	1. 文化振興費	博多町家ふるさと館事業
			3. 文 化 費	2. ミュージアム費	アジア美術館 施設改修事業
			3. 文 化 費	2. ミュージアム費	博物館リニューアル 推進事業
		3. 文 化 費	3. 文化財費	文化財保存管理費	

関係予算額	繰越額		繰越事由
	補正前	補正後	
千円 958,000	千円 —	千円 958,000	事業実施期間の都合により、年度内に完了しないため。 (繰越の内容) ・燃料費等高騰の影響を受けた事業者の支援
732,596	—	422,930	事業実施期間の都合により、年度内に完了しないため。 (繰越の内容) ・商店街プレミアム付商品券事業
269,218	—	158,690	工期の都合により、年度内に完了しないため。 (繰越の内容) ・マリンメッセ福岡A館共用部照明設備更新工事等
106,070	—	33,071	工期の都合により、年度内に完了しないため。 (繰越の内容) ・物産棟リニューアル建築工事等
94,564	—	37,002	工期の都合により、年度内に完了しないため。 (繰越の内容) ・ファンコイルユニットその他更新工事
1,548,011	—	995,181	工期の都合により、年度内に完了しないため。 (繰越の内容) ・収蔵庫棟増築工事等
83,208	—	17,780	工期の都合により、年度内に完了しないため。 (繰越の内容) ・福岡城跡建造物(県・市指定)の消防設備更新工事

(債務負担行為)

6年度提出に係る分

予算案 説明書 ページ	事 項	限 度 額		前年度末までの支出額	
				期 間	金 額
128 ┌ 129	水素供給パイプライン敷設 (2期工事)	補正前の額	千円 75,800	-	-
		補正額	83,480	-	-
		補正後の額	159,280	-	-
	水素供給パイプライン敷設 (3期工事)	補正前の額	191,800	-	-
		補正額	106,740	-	-
		補正後の額	298,540	-	-
130 ┌ 131	福岡市博物館事 収蔵庫棟増築工事	補正前の額	1,398,420	-	-
		補正額	58,546	-	-
		補正後の額	1,456,966	-	-

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源又は 当該事業財源
期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円
令和7年度	75,800	-	56,000	-	19,800
令和7年度 及び 令和8年度	7年度以降 83,480	-	63,000	-	20,480
令和7年度 及び 令和8年度	7年度以降 159,280	-	119,000	-	40,280
令和7年度 及び 令和8年度	7年度以降 191,800	-	143,000	-	48,800
令和7年度 及び 令和8年度	7年度以降 106,740	-	80,000	-	26,740
令和7年度 及び 令和8年度	7年度以降 298,540	-	223,000	-	75,540
令和7年度	1,398,420	-	1,048,000	-	350,420
令和7年度	58,546	-	44,000	-	14,546
令和7年度	1,456,966	-	1,092,000	-	364,966

3 議案第8号 令和6年度 福岡市モーターボート

(資本的支出)

予算案 説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
	(1) 資本的支出		千円	千円	千円
84	2. 利益剰余金 繰出金	1. 他会計繰出金	4,000,000	570,000	4,570,000
その他の科目 (本補正外)			2,047,036	—	2,047,036
資本的支出 合計			6,047,036	570,000	6,617,036

競走事業会計補正予算案（第2号）

説 明	
	千円
○ 一般会計への繰出金の追加	570,000

4 議案第12号 令和6年度 福岡市企業等成長支援

(歳 入)

予算案 説明書 ページ	款・項	目	令和6年度 予算額 (A)	令和5年度 予算額 (B)	差引増減 (A)－(B)
			千円	千円	千円
102	(1) 繰入金				
	1. 一般会計繰入金	1. 一般会計繰入金	570,000	—	570,000
	2. 企業等成長支援 基金繰入金	1. 企業等成長支援 基金繰入金	505,725	—	505,725
歳入 合計			1,075,725	—	1,075,725

(歳 出)

予算案 説明書 ページ	款・項	目	令和6年度 予算額 (A)	令和5年度 予算額 (B)	差引増減 (A)－(B)
			千円	千円	千円
104 ↳ 105	(1) 事業費				
	1. 事業費	1. 事業費	505,725	—	505,725
		2. 企業等成長支援 基金積立金	570,000	—	570,000
歳出 合計			1,075,725	—	1,075,725

事業特別会計予算案

説 明		千円
1. 一般会計からの繰入金		570,000
1. 企業等成長支援事業の財源に充当するための基金受入金		505,725

説 明		千円				
1. 企業等成長支援事業		505,725				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 40%; text-align: center;">予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P19・20 九州大学研究成果事業化支援事業</td> <td style="text-align: center;">505,725</td> </tr> </tbody> </table>		予算額	P19・20 九州大学研究成果事業化支援事業	505,725		
	予算額					
P19・20 九州大学研究成果事業化支援事業	505,725					
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 10px;"> 関連歳入 (1) 繰入金 企業等成長支援基金受入金 </td> <td style="width: 40%; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; text-align: right; vertical-align: middle;">505,725</td> </tr> </table>	関連歳入 (1) 繰入金 企業等成長支援基金受入金	505,725				
関連歳入 (1) 繰入金 企業等成長支援基金受入金	505,725					
1. 企業等成長支援基金積立金		570,000				

原油価格・物価高騰対策について

1 基本的な考え方

- 本市経済については、社会経済活動の正常化が進みつつあるが、世界的な原油価格・物価高騰の影響が長期化している。
- 原油価格・物価高騰については、国により全国的な対策が実施されていることから、市は、国等の対策を補完するため、市内事業者が国の補助等をしっかりと活用できるよう情報発信や経営相談等を実施するとともに、市内需要の喚起、市内中小企業の生産性向上等に取り組んでいる。
- これらの事業を着実に推進するのに加え、追加される国の重点支援地方交付金を活用し、燃料費等高騰の影響を受けた事業者を支援するとともに、商店街プレミアム付商品券による更なる市内需要の喚起を行い、引き続き、市内中小企業の事業継続や雇用を支えていく。

2 支援策

- (1) 燃料費等高騰の影響を受けた事業者支援
- (2) 商店街プレミアム付商品券事業

3 支援策の概要

(1) 燃料費等高騰の影響を受けた事業者支援 【商工費 958,000 千円】

ア. 事業概要

燃料費等高騰の影響が長期化していること等を踏まえ、原油価格・物価高騰により影響を受けた市内中小企業等の事業継続と雇用を支えるため、令和6年8月から10月分及び令和7年1月から3月分について、燃料費及び光熱費の価格高騰分の一部を支援するもの。

イ. 支援内容

対象期間	令和6年8月～10月、令和7年1月～3月 (6カ月分)
支援内容	影響額の1/2、上限60万円
支援金額 (単価) ※国・県の支援を除いた 価格高騰影響額の1/2	電気 0.7円/kwh
	都市ガス 14.5円/m ³
	ガソリン } 10.5円/L 軽油 } 重油 } 灯油 }
	LPガス 45.5円/m ³
	オートガス 12.5円/L

ウ. スケジュール

申請受付開始 4月下旬頃

(2) 商店街プレミアム付商品券事業

【商工費 422,930 千円】

ア. 事業概要

域内経済の活性化に向けた消費喚起と物価高騰対策の取組みとして、福岡商工会議所が実施する商店街プレミアム付商品券事業を支援するもの。

イ. 対象事業者

市内商店街組織等

ウ. 支援内容

○販売予定額	4,082,000 千円
○市の支援額	422,930 千円
	〔プレミアム分 408,200 千円〕
	〔事務経費等 14,730 千円〕
○プレミアム率	販売額の 20% (福岡県 10%、福岡市 10%)
○発行団体予定数	48 団体

エ. スケジュール

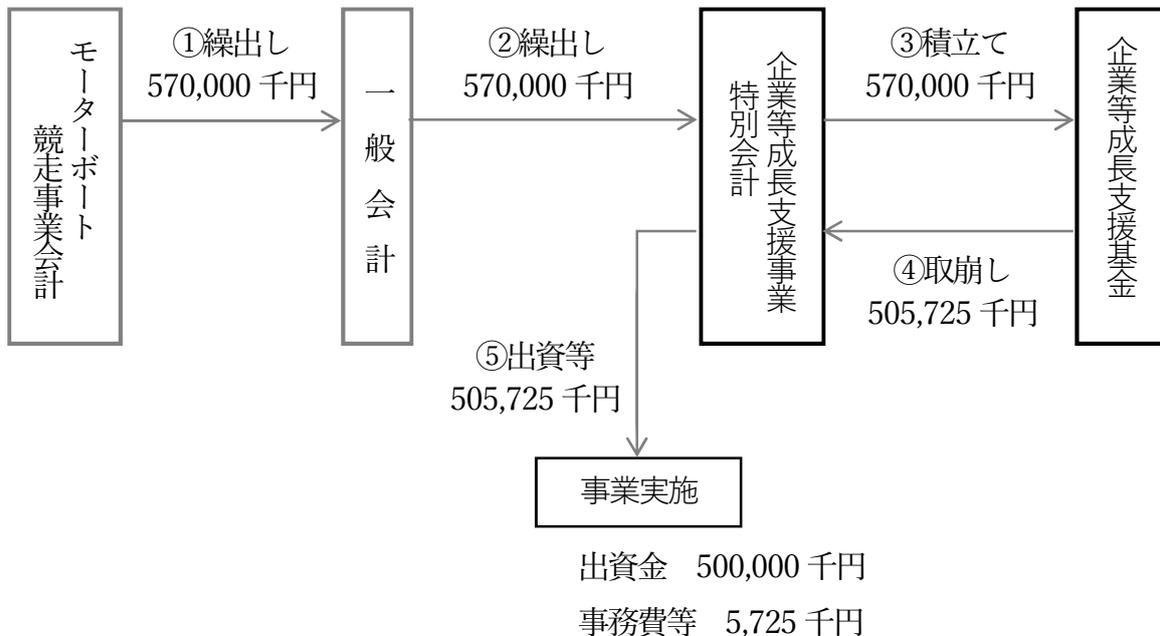
商店街からの申請受付開始	3 月
商品券販売・使用開始	4 月以降

九州大学研究成果事業化支援について

1 目的

- 福岡市では、スタートアップ都市宣言以降、創業の裾野が着実に広がる中、スタートアップの更なる成長や様々な社会課題の解決に向けた環境づくりが求められている。また、ディープテック支援の拡がり、半導体関連企業や金融・資産運用業等の集積といった潮流を踏まえ、福岡市の特性に合わせ、研究開発機能の集積を図っていく必要がある。
- こうした中、九州大学では、産学官連携機能を強化し、有望な研究成果の社会実装等を通し、新たな産業や雇用を創出することを目指して、令和6年4月に九大 OIP 株式会社（以下「九大 OIP」）を設立するとともに、半導体関連企業や大学などとの連携を強化されている。
- 今回、九大 OIP が九州大学とともに組成した「九大イノベーションチャレンジファンド（以下「ファンド」）」に市として出資し、九州大学の有望な研究成果に対して、事業化検証や社会実装に向けた資金及びノウハウを供給することにより、成長性の高い研究開発型スタートアップの持続的な創出を支援し、新たな産業や雇用の創出につなげるもの。

2 関連補正予算案及び予算案



3 ファンド概要

(1) 全体規模

25 億円以上 (出資：16 億円、寄付：9 億円) を想定

(2) 市の出資額

5 億円

(3) 出資時期

令和7年3月(予定)

(4) 出資形態

九大 OIP が主体となって設立する有限責任事業組合 (LLP) への出資

(5) 支援対象

研究開発型スタートアップを目指す九州大学の研究成果

(6) 想定支援件数

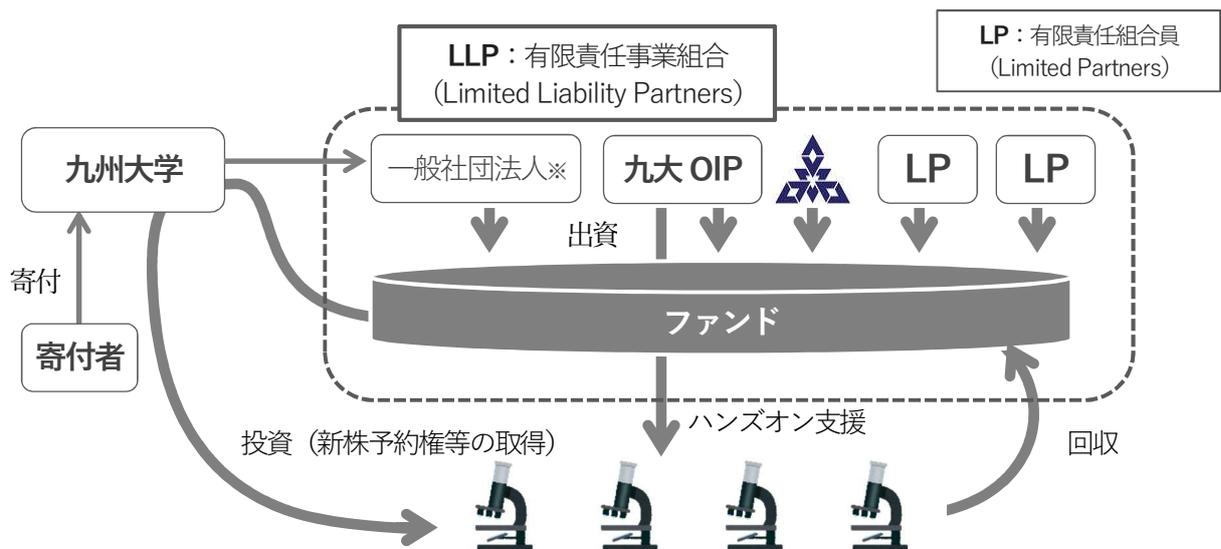
年間 30~40 件程度

(参考) 想定するファンドの運用期間

永続的な運用を想定

(LLP 契約は有期となる予定だが、総組合員の同意による延長を想定)

<有限責任事業組合 (LLP) スキーム>



※ 一般社団法人は、九大と九大 OIP により設立済

5 議案第 13 号

福岡市企業等成長支援事業特別会計条例案について

議案番号	第13号
名 称	福岡市企業等成長支援事業特別会計条例案
理 由	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 209 条第 2 項の規定により、福岡市の企業等成長支援事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、福岡市企業等成長支援事業特別会計を設置し、一般会計と区分して経理するもの。
条例案の内容	福岡市企業等成長支援事業特別会計を設置し、この会計における企業等成長支援事業収入、繰入金などの歳入項目、及び企業等成長支援事業費などの歳出項目について定めるもの。
施行期日	公布の日

福岡市企業等成長支援事業特別会計条例案

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、福岡市の企業等成長支援事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、福岡市企業等成長支援事業特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

2 この条例において「企業等成長支援事業」とは、新たな産業及び事業の創出に資する大学の研究開発を通じた創業及び創業後の企業の成長を目的として、大学の研究者、企業その他創業及び創業後の企業の成長に資する活動を行う者に対し、組合契約を通じて投資及び経営又は技術の指導を行う事業をいう。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計においては、企業等成長支援事業収入、繰入金及び附属諸収入をもってその歳入とし、企業等成長支援事業費その他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

6 議案第 14 号

福岡市企業等成長支援基金条例案について

議案番号	第14号
名 称	福岡市企業等成長支援基金条例案
理 由	福岡市の企業等成長支援事業に必要な資金を積み立てるため、福岡市企業等成長支援基金を設置するもの。
条例案の内容	<p>1 積立て（第2条） 基金には、福岡市企業等成長支援事業特別会計の歳出予算をもって定める額を積み立てるものと規定。</p> <p>2 処分（第6条） 基金の設置目的を達成するため必要があると認めるときは、これを処分することができることを規定。</p>
施行期日	公布の日

福岡市企業等成長支援基金条例案

(設置)

第1条 福岡市の企業等成長支援事業を推進するため、福岡市企業等成長支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 この条例において「企業等成長支援事業」とは、新たな産業及び事業の創出に資する大学の研究開発を通じた創業及び創業後の企業の成長を目的として、大学の研究者、企業その他創業及び創業後の企業の成長に資する活動を行う者に対し、組合契約を通じて投資及び経営又は技術の指導を行う事業をいう。

(積立て)

第2条 基金には、福岡市企業等成長支援事業特別会計(以下「事業特別会計」という。)の歳出予算をもって定める額を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第7項の規定により保管するほか、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、事業特別会計の歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金の設置目的を達成するため必要があると認めるときは、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

7 議案第25号

福岡市博物館収蔵庫棟増築工事請負契約の一部変更について

契約件名	福岡市博物館収蔵庫棟増築工事
理 由	本件は、賃金水準及び物価水準の上昇に伴い、令和6年9月議会の議決を経て契約した福岡市博物館収蔵庫棟増築工事請負契約に係る契約価額を、建設工事請負契約書第61条の規定により変更する必要が生じたので、議会の議決を求めるものである。
契 約	令和6年9月12日
変更価額	変更価額 1,954,945,300円(177,722,300円) 元議決額 1,896,400,000円(172,400,000円) 増額 58,545,300円(5,322,300円) ※()内は、取引に係る消費税及び地方消費税の額
<p>【参考：契約概要】</p> <p>○契約の相手 照栄・東部建設工事共同企業体</p> <p>代表者・福岡市南区向新町2丁目5番16号 照栄建設株式会社</p> <p>・福岡市東区原田1丁目1番21号 株式会社東部産業</p> <p>○工事概要 鉄筋コンクリート造2階 1棟 延面積 5,121.24㎡</p> <p>○工 事 地 福岡市早良区百道浜三丁目1番1号</p> <p>○工 期 議決の翌日から令和8年2月27日まで (令和6年9月13日から令和8年2月27日まで)</p> <p>○保証期間 受渡完了の日から2年間</p>	

■新労務単価等の運用に係る特例措置について

国土交通省からの要請(「技能労働者の適正な賃金水準の確保について」(令和6年2月16日付け国不入企第34号国土交通省不動産・建設経済局長通知))を踏まえ、次のとおり、特例措置を講じることが、財政局より関係部局に通知された。(令和6年3月1日付)

措置内容

令和6年3月1日以降に契約を行う工事、業務委託(設計・測量等は除く。)のうち、「令和5年3月からの公共工事設計労務単価」(旧労務単価)を適用し積算しているものについては、受注者の請求によって、「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」(新労務単価)に基づく請負代金額の変更の協議を請求できる。

適用規定

建設工事請負契約書第61条(規定外の事項)

この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{変更後の請負代金額} & = & P \text{ 新} & \times & k & \times & \text{消費税及び地方消費税率} \\ (1,954,945,300 \text{円}) & & (1,780,200,000 \text{円}) & & (99.8328\%) & & (1.1) \end{array}$$

この式において、「P新」及び「k」は、それぞれ次に掲げるものとする

P新:新労務単価等及び当初契約時点における市の設計単価により積算された設計金額(税抜)

k :当初契約の落札率